

一般廃棄物処分業許可証

許可番号 第106号

住 所 大阪市住之江区新北島三丁目6番45号  
氏 名 木材開発 株式会社  
代表取締役 正田 博

令和6年6月26日付申請の一般廃棄物処分業については、次のとおり許可する。

令和6年8月27日

福岡市長 高島 宗一郎 印



- 1 許可期間  
令和6年8月31日から令和8年8月30日まで
- 2 処分（最終処分を除く。）、最終処分の区分  
処分（最終処分を除く。）
- 3 一般廃棄物の種類  
木くず（根株、伐採木、剪定枝、竹、木製家具類等を含む）1品目
- 4 処分の方法  
中間処理（破砕処理）
- 5 処理施設の設置場所及び処理能力  
福岡市東区東浜二丁目82番16、85番25  
39t/日（19.5t/時間）  
※稼働時間：午前8時～午後10時のうち2時間
- 6 処分（最終処分を除く。）後の一般廃棄物の処理方法  
処分後のチップは売却し、残さは市の処理施設に搬入して処理する。
- 7 許可の条件  
中間処理及びその処理に付随する行為は、生活環境の保全上支障のないよう措置し、  
上記設置場所にて行うこと。
- 8 許可の更新、変更の状況  
令和6年8月31日 更新許可